

裏表紙

国指定史跡「常盤橋門跡」
保存活用計画（案）

令和6年3月
千代田区

刊行にあたって

口絵 1

口絵 2

例言

1. 本書は、千代田区大手町 2-7 に所在する国指定史跡常盤橋門跡の保存活用計画書である。
2. 本書の作成は、千代田区地域振興部文化振興課が行い、支援を株式会社文化財保存計画協会が下記の契約に基づいて支援した。
国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画策定等支援業務委託 平成 30 ～令和5年度
3. 本書第 3 章における試掘調査は、常盤橋公園の整備及び区道 104 号線の拡幅工事計画の設計資料として、史跡常盤橋門跡の現状把握と遺構の遺存状況について確認するため平成 24 年度に行ったものである。試掘調査は千代田区教育委員会が担当した。
また、常盤橋修理工事において枳形虎口内外を工事ヤードとして使用するために、遺構確認の調査工事を行っている。調査工事は平成 28 年度に千代田区地域振興部文化振興課が担当した。
4. 本書に掲載している写真、史料は、それぞれに所蔵先を明記する。記載がない写真、図は、千代田区が所蔵するものである。
5. 本書の作成に至るまで、次の機関から御指導・御助言ならびに御協力をいただいた。記して感謝する次第である。
(敬称略)
東京都公文書館 中央区立京橋図書館 長崎大学 公益財団法人渋沢栄一記念財団
6. 座標数値は平面直角座標IX系で、測地系は日本測地系を使用している。

用語の定義

日本橋川（旧江戸城外堀跡）：神田川から分岐し隅田川に合流する一級河川。江戸期当時は江戸城の堀。

常盤橋門：江戸城外郭正門。門を構成する石塁、渡櫓門、冠木門および、木橋の総称。

常盤橋門跡：史跡の名称。

桁形門・桁型虎口：門・虎口の一形式。江戸城外郭諸門一般を指す。門の空間構造に着目した場合の呼称。

石垣：上部に建物を擁する場合の基壇として築かれた石積構造物を指す。

土塁・石塁：上部に建物を擁しない土の高盛りを土塁とし、その周囲の土留に石積みを施した構造物を石塁とする。法面の裾だけに石列を築いただけのものは土塁と捉える。

雁木階段：石垣や石塁の上部へ上るために築かれた、石積み階段。

冠木門両脇の階段、および渡櫓門背面の石塁の階段が相当する。

護岸石垣：堀や川により岸が浸食されることを防ぐ目的で構築された石積み構造物。

川側から見た石垣面のことであり、土塁や石塁と一体とみなされるものもある。

外堀石垣：護岸石垣のうち外堀の整備に際し築かれたもの。

冠木門（高麗門）：笠木を柱の上方に渡した屋根のない門。常盤橋門は高麗門の形式だが冠木門と呼んでいる。

渡櫓門：石垣との間を渡すように建てられた門櫓。

常盤橋：常盤橋に架け替えられた旧木橋。

常磐橋：明治 10 年築造の石造アーチ橋。

目次

第1章 計画策定の沿革と目的	1	第4章 常盤橋門跡の本質的価値	80
第1節 計画策定の沿革	1	第1節 史跡としての本質的価値	80
第2節 計画策定の目的	2	1 史跡としての本質的価値	80
第3節 計画対象範囲と計画期間	3	第2節 本質的価値に準ずる価値	80
1 計画対象範囲	3	1 本質的価値に準ずる価値	80
2 計画期間	4	第3節 特質	81
第4節 他の計画との関係	4	1 江戸城外郭門の保存の歴史を今に伝える史跡	81
1 上位計画	4	2 都市・東京の移り変りを体感できる空間の要	81
2 関連計画	5	第4節 史跡を構成する要素	81
第2章 常盤橋門跡の概要	8	第5節 本質的価値を構成する要素	83
第1節 自然的環境	8	1 史跡指定地内の要素	83
1 地形及び水系	8	2 史跡指定地外の要素	83
2 災害	9	第6節 本質的価値に準ずる価値を構成する要素	88
第2節 歴史的環境	12	1 史跡指定地内の要素	88
1 中世以前の常盤橋	12	2 史跡指定地外の要素	88
2 江戸時代における江戸城外堀と常盤橋門	12	第7節 その他の要素	92
3 近代の常盤橋門跡と常盤橋	19	1 史跡指定地内の要素	92
4 戦後から現代の外堀改変と常盤橋門跡	24	2 史跡指定地外の要素	92
第3節 調査成果概要	27	第8節 関連する文化財・文化資源	97
1 調査結果の概観	27	1 本質的価値に関連する文化財・文化資源	97
2 調査成果概要	28	2 本質的価値に準ずる価値に関連する文化財・文化資源	97
第4節 社会的環境	54	第5章 現状と課題	102
1 土地利用の規制等	54	第1節 保存管理の現状と課題	102
2 開発・都市計画	57	1 現状	102
第3章 史跡指定地の概要	59	2 課題	103
第1節 指定に至る経緯	59	第2節 活用の現状と課題	104
第2節 指定の状況	59	1 現状	104
1 指定告示	59	2 課題	105
2 指定の概要	60	第3節 整備の現状と課題	105
3 指定後の経過	61	1 現状	105
第3節 史跡および計画対象地の現況	62	2 課題	106
1 土地所有関係	62	第4節 管理・利活用体制の現状と課題	107
2 土地占用状況	62	1 現状	107
3 管理者・管理団体	63	2 体制の課題	108
4 史跡指定地および計画対象地の現況	63	第6章 大綱	113
5 遺構の保存状況	65	第1節 保存活用の理念	113
6 文化財・文化資源の分布	73	第2節 保存活用の方向性	113
		第7章 調査研究	115

第1節 調査研究の基本方針	115	2 活用・整備のための体制	138
第2節 調査研究の方法	115	第12章 施策の実施計画	140
1 史資料の収集・把握	115	第1節 施策の実施計画	140
2 地上に見える遺構の調査	115	第2節 今後の課題	141
3 地下遺構の確認	116	1 常盤橋プロジェクト	141
4 史跡を取り巻く景観とまちについての理解	116	2 首都高速道路都心環状線の地下化	141
5 調査研究活動の支援	116	3 想定される災害への備え	141
第8章 保存管理	117	第13章 経過観察	142
第1節 保存管理の基本方針	117	第1節 経過観察の目的	142
第2節 保存管理地区区分	117	第2節 経過観察の方法	142
1 史跡指定地内	117	史跡 常盤橋門跡保存活用計画 附編	144
2 史跡指定地外	117	1 国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画策定委員会概要及 び策定経過	145
第3節 保存管理の方法	118	(1) 委員名簿	145
1 史跡指定地区	118	(2) 委員会設置要綱	145
2 追加指定検討地区	123	(3) 策定経過	147
3 公園整備予定地区	123	2 文化財保護法及び関連法令等抜粋	148
4 史跡隣接地区	123	(1) 文化財保護法 第六章 埋蔵文化財	148
5 その他	123	(2) 文化財保護法 第七章 史跡名勝天然記念物	152
第4節 現状変更の取扱いの方針および基準	123	(3) 文化財保護法施行令 第五条 都道府県又は市の教育 委員会が処理する事務	160
1 現状変更の取扱い方針	124	(4) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに 掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務 の処理基準	163
2 現状変更許可基準	126	(5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 復旧の届出に関する規則	167
第5節 開発等において協議を必要とする行為	127	(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号)	167
第6節 出土物の取扱い	127	(6) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 現状変更等の許可申請等に関する規則	169
第9章 活用	128	(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)	169
第1節 活用の基本方針	128	(7) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の 管理に関する届出書等に関する規則	172
第2節 活用の方法	128	(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)	172
1 展示・見学支援による展開	128	(8) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	175
2 調査・研究成果の発信	129	(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)	175
第10章 整備	132		
第1節 整備の基本方針	132		
第2節 整備委員会の役割	132		
第3節 整備の方法	132		
1 ゾーニング	132		
2 各ゾーンの整備方針	134		
第4節 整備の手順	137		
第11章 管理運営の体制づくり	138		
第1節 管理運営の体制づくり	138		
第2節 管理運営の体制づくりの方法	138		
1 調査研究・保存管理のための体制	138		